



しまね Super 大使 吉田くん©DLE

# 建設産業における生産性向上 を支援します！

## しまねの建設担い手確保育成補助金

建設産業における人手不足に対応するための事業者向けの支援メニュー

	<p><b>ICT 活用工事加速化事業</b> (旧 ICT 等建設産業生産性向上事業)</p> <p><b>建設現場における生産性向上を通じて、処遇及び労働環境の改善を図る建設業者を支援します</b></p>	
対象者	島根県内に主たる営業所を有する 建設業者・測量業者・建設コンサルタント業者	● 経営力向上計画認定申請書 中国地整へ提出・認定
対象事業	建設現場における生産性の向上に資する ICT 機器等の購入若しくはリース又は <b>ICT 建機のレンタル【拡充】</b> (例：ICT 建設機械、3D 測量機器、ドローン、付帯ソフトウェア)。 ※中小企業等経営強化法第 17 条第 1 項に規定する経営力向上計画の認定が必要 (ICT 建機レンタルの場合は不要)。	● ICT 活用工事加速化事業計画 ● 経営力向上計画承認申請書 (写) ● 経営力向上計画認定通知 (写) 県へ提出
対象経費	ICT 機器及び ICT 建機の導入費 ・リースの場合、解約不可かつリース料総額の現在価値がリース物件購入金額の 90% 以上であるものについて初年度分のみ対象。 ・ICT 建機レンタルの場合、期間中に中途解約が発生した際は、中途解約日まで対象 ・消費税及び地方消費税は対象外	審査 (書類による審査) 事業採択通知
補助率	補助対象経費の 1/3 以内	● 補助金交付申請書 県へ提出
補助上限額	ICT 機器購入及びリース… 100 万円 ICT 建機購入及びリース… 500 万円 <b>ICT 建機レンタル … 50 万円【拡充】</b>	補助金交付決定 必ず交付決定後に発注
補助回数制限	前年度までの当該補助金実績を含め、ICT 機器の購入及びリースは 3 回まで、ICT 建機の購入及びリースは 1 回までです。 ICT 建機レンタルは 1 回までとし、前年度までの当該補助金により ICT 建機の購入及びリースの補助を受けた者は申請することはできません。	● ICT 機器及び ICT 建機等の導入 ● 実績報告の提出 県へ提出

- ※1 補助金の交付決定日以降に発注・契約し、3 月末までに納品及びレンタル期間終了並びに支払を完了した経費が補助対象です。
- ※2 **募集期間は令和 6 年 4 月 1 日～5 月 31 日**です (レンタル申請は予算の範囲内で、随時受け付けます)。
- ※3 申請者多数の場合は、過去に選定されていない事業者を優先します。



< 問合せ先 > 島根県土木部土木総務課 (建設産業対策室)

(電話)0852-22-5835 (メール)k-ninaite@pref.shimane.lg.jp

申請様式・よくある質問等は建設産業対策室ホームページ → [しまね建設担い手](#) 検索

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kensetsu/taisaku/miryoku/ninaite-hojokin.html>